

## 障がい関係施設等における事故等発生時報告マニュアル

### 1 目的

障がい関係施設等において、利用者に対する障害福祉サービス等の提供時に事故が発生した場合等の、県及び市町への報告の取扱いを定め、事故等の再発防止及び利用者の安全確保を図ることを目的とする。

### 2 対象事業所（施設）

- ・ 障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、自立生活援助、就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助）、障害者支援施設、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
- ・ 地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・ 障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、指定医療機関

### 3 報告の範囲

事業所（施設）は、障害福祉サービス等の提供時に事故等が発生したときには、報告を行うものとする。サービス等提供時とは、送迎・通院等の間も含む。

事業所（施設）が報告をしなければならない事故等は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の死亡事故
  - ※「老衰による死亡」、「病気による死亡」など明らかに「事故死」とは認められないものは除く。
- (2) 利用者に対する虐待
- (3) 利用者の不法行為
- (4) 職員の不法行為
  - ※預かり金の着服等利用者の処遇に関わるもの
- (5) 事業所（施設）の内外で発生した骨折、創傷などの利用者の負傷のうち、入院を要するもの又は1か月程度の治療を要すると診断されたもの
  - ※その原因が自己（自傷行為など）又は他者（職員の処遇上の過失や他の入所者の暴力など）によるもの若しくはその原因が不明であるもの
- (6) 自然災害（風水害、地震等）、火災、交通事故等により、利用者の生命に重大な状況が発生した場合、又は発生の恐れがある場合
- (7) 利用者が行方不明となった場合

### 4 報告の方法

- (1) 事業所（施設）は、事故等が発生した場合は、事故等発生後速やかに、事故発生報告書（速報）（様式1）を持参又は郵送で提出する。

なお、死亡事故及びそれに類するもの場合は、直ちに電話で速報を行った後、FAXにより報告書を提出し、その後、原本を郵送するものとする。（FAXで送付する場合は、個人名については伏字とし、電話で詳細を報告する等の対応をとること。）
- (2) 事業所（施設）は、事故等に対する対応状況、経過等について、1か月程度を目途に事故報告書（様式2）を持参又は郵送で提出する。

### 5 報告書の提出先

- (1) 障害児入所施設以外の場合
  - 障がい福祉課及び当該利用者の援護の実施者である市町とする。

(2) 障害児入所施設の場合

当該利用者の措置又は支給決定を行っている児童相談所、児童相談センター、障がい福祉課及び利用者の保護者の居住地（入所施設の場合は、原則、入所前の保護者の居住地）である市町とする。

6 その他

援護の実施者が県外の市町村の場合等、報告について別途定められた様式がある場合は、それに従うこと。

【根拠法令】

- ・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- ・三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

\* 障害児入所施設については、市町への報告の規定はないが、18歳到達後の支援の実施を勘案して報告を求めることとする。

平成 23 年 3 月 7 日制定

平成 23 年 5 月 9 日改正

平成 24 年 12 月 26 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 8 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正